

平成27年10月30日

横浜市健康福祉局長 鯉渕 信也 殿

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会神奈川県支部
代表 山田真美子

横浜市医療支援制度における医療費及び医療手当終了の件についての要望

横浜市が全国に先駆けて実施した子宮頸がん予防ワクチン接種後症状に対する医療費支援は、因果関係が明確ではない段階においても、現に症状を有している実態に対して行われるもので、横浜市での子宮頸がん予防ワクチン接種後症状に苦しんでいる、被害者やその家族にとっては大きな救いとなりました。そして、横浜市の施策が与えた影響は大きく、今年8月には神奈川県や他自治体など、全国規模で横浜市に追随するように支援策が検討実施されていったことは、全国の子宮頸がん予防ワクチン接種後症状に苦しんでいる被害者やその家族にとっても大きな救いとなったことと思います。

子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費支援は、平成26年6月1日から平成28年3月31日までと決定されていました。しかし、平成27年9月厚生労働省ワクチン検討部会において、子宮頸がん予防ワクチン接種による健康被害救済の審査を再開すると発表された事により、横浜市は平成28年3月31日までの支援決定を覆し、この期限を待たず支援を打ち切る方針を発表致しました。

国の救済審査再開は歓迎すべきことで、横浜市の決断により与えた影響は大きいと感謝しています。しかし、我々患者に寄り添う施策を実施していた横浜市でありながら、今回の横浜市からの突然の支援打ち切りには落胆の気持ちが隠せず、また支援打ち切りが行われる事による実情お伝えし、以下の通り要望いたします。

1. 支援打ち切り時期についての再検討及び、国との連携による切れ目のない支援。

子宮頸がん予防ワクチンは定期接種と任意接種とで、救済内容等に差がないようにと言う国の方針が出されましたが、今回、横浜市での支援打ち切りに伴い、任意接種の方々はPMDA（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）への申請となり、機構法によれば申請後事実関係の調査や整理が行われたのちに厚生労働大臣へ判定の申し入れを行い、その後、定期的に行われている専門家を集めた、薬事食品衛生審議会により医学的薬学的判定がなされ、支給、不支給の決定がされたのち、厚生労働大臣に結果が報告され、やっとPMDAからの通知が送られてくることとなります。